

諮問庁：検事総長

諮問日：令和8年2月17日（令和8年（行個）諮問第50号）

答申日：令和8年10月9日（令和8年度（行個）答申第189号）

事件名：本人に関する供述調書等の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和7年12月8日〇地企第166号により特定地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き原文ママ）。

（1）審査請求書

この、〇〇様に対する、情報開示審査請求は、〇〇検事総長に対する、是非とも、私の、特定年月日、送検時の供述調書、弁解録取書、〇〇検事の検察官面前調書を、複写、コピーなどでもいいのでマスキング無しで、開示していただきたい！

〇〇地検に、開示していただきたい！

という、私〔審査請求人〕から、〇〇様への、お願い事です！

どうか、ご開示、よろしくお願い申し上げます。

（2）意見書

『特定年月日に、特定地方検察庁に送致された時の、私に関する、供述調書と、弁解録取書の、複写、コピー。を、なるべく、マスキングしないでの、情報開示請求、致します。』

「特定文書番号」に記録された保有個人情報。

そして、

特定年月日に、特定地方検察庁に送致された時の、私の事件の担当検察官（〇〇検察官）の、検察官面前調書の、複写、コピー。を、なるべく、マスキングしないでの、情報開示請求、致します。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

(1) 本件保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、本件対象保有個人情報である。

(2) 処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求に対し、「本件開示請求は、刑事事件における捜査の過程で作成・取得された文書に記録されている保有個人情報の開示を求めるものであり、その請求自体からして、刑事訴訟法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」の開示を求めるものであることが明らかであるから、その存否はさておき、法第5章第4節の適用が除外されるため。」との理由を示して、不開示決定（原処分）をした。

2 諮問庁の判断及び理由

(1) 諮問の要旨

本件審査請求は、全部不開示とした原処分を取り消し、本件対象保有個人情報の全部開示を求めるものであると解されるところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めた。

その理由は、以下のとおりである。

(2) 本件開示請求が「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」の開示を求めるものであること

「訴訟に関する書類」とは、刑事事件に関して作成され、又は取得された書類であり、それらは、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成又は取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）47条により、公判開廷前における「訴訟に関する書類」の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③類型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、法の規定が適用されないこととされたものである。

また、刑訴法53条の2第2項は、法の適用除外について規定しているところ、この規定が、その適用除外対象について、「訴訟記録」に限らず、同法47条と同一の文言を用いて、「訴訟に関する書類」と規定

していることからすると、刑事事件に関して作成された書類の全てが同項の規定する「訴訟に関する書類」に該当し、訴訟記録のほか、不起訴記録、不提出記録はもとより、不受理とされた告訴に係る書類やその写しも「訴訟に関する書類」に含まれると解することが相当である。

以上を前提として検討すると、本件開示請求は、特定の刑事事件に関する供述調書等の開示を求めるものであって、訴訟に関する書類に記録されている個人情報の開示を求めることは明らかである。

(3) 結論

したがって、本件審査請求には理由がなく、処分庁のした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和8年2月17日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同年4月3日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ④ | 同年10月2日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第5章第4節の適用が除外されるとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について検討する。

2 法第5章第4節の規定の適用の可否について

(1) 「訴訟に関する書類」の意義

刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類であると解されるところ、同項がこれを法の規定の適用から除外した趣旨及び法の適用除外の対象については、諮問庁が上記第3の2(2)で説明するとおりである。

(2) 「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」該当性

本件開示請求は、特定の刑事事件に関して作成又は取得された供述調書等に記録された保有個人情報を対象とするものであると認められる。

そうすると、本件対象保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると認められることから、法の規定は適用されないものである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、刑訴法 53 条の 2 第 2 項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第 5 章第 4 節の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は同項に規定する「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第 1 部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙（本件対象保有個人情報）

「特定年月日に特定地方検察庁に送致された時の私に関する、供述調書と、弁解録取書の、複写、コピー。特定年月日に特定地方検察庁に送致された時の、私の事件の担当検察官（〇〇検察官）の、検察官面前調書の、複写、コピー。を、なるべく、マスキングしないでの、情報開示請求、致します。 | 特定文書番号」に記録された保有個人情報